○北海道警察の巡査長に関する訓令の運用について

平成31年３月18日

道本務第5305号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

この度、北海道警察の巡査長に関する訓令（昭和42年警察本部訓令甲第12号）の解釈及び運用方針について所要の見直しを行い、今後は次によることとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、「北海道警察の巡査長に関する訓令の運用について」（平19．２．２道本務第250号）は、廃止する。

記

第１　巡査長制度の趣旨

巡査長制度は、巡査のうち勤務成績、実務能力等に優れた者を巡査長に充てることにより第一線で活躍している巡査の士気高揚を図るとともに、勤務をともにする巡査に対する指導体制の強化をねらいとしたものである。

第２　解釈及び運用方針

項　　目	解釈及び運用方針
１　巡査長の設置（第２条関係）	⑴　第１号関係 「巡査が複数で勤務する交番等」とは、巡査部長以上の幹部の配置がない交番、警備派出所及び駐在所をいう。 ⑵　第２号関係 巡査が単独で勤務する駐在所のうち「重要なもの」とは、管内の治安情勢等を勘案し、実務能力に優れた者を配置する必要性があると警察署長が認めるものをいう。 ⑶　第３号関係 第１号及び第２号に掲げるもの以外の勤務箇所については、所属の長が特定の職種又は勤務箇所に偏することのないよう留意して配置するものとする。
２　巡査長の行う職務（第３条関係）	⑴　第１号は、巡査長である巡査に対し、巡査としての通常の勤務を行わせるとともに、自己の実務経験等を踏まえて、勤務をともにする巡査に対する指導を行わせるものである。 ⑵　第２号は、勤務をともにする巡査の勤務について、事件、事故等の処理に当たっての任務分担、勤務員に任された範囲内での勤務計画等の調整を行わせるものである。
３　巡査長に充てる	⑴　巡査長への任用を「選考」によることとしたのは、巡査

巡査（第４条第１項関係）	長に充てられるべき巡査に要求される「勤務成績」、「実務経験」及び「指導力」についての判断が競争試験により難いからであり、次に掲げる着眼点を十分に勘案の上、真に巡査長にふさわしい人物を選考すること。 ア　勤務成績に係る着眼点 ㈠　立場と役割を自覚し、かつ、仕事に対する熱意及び集中力が認められること。 ㈡　担当業務に最善を尽くしており、かつ、仕事の出来栄え及び仕事量ともに十分であること。 イ　実務経験に係る着眼点 ㈠　巡査として相応の現場経験があること。 ㈡　職務の緩急軽重を的確にとらえ、効率よく業務を推進できること。 ㈢　積極的に知識及び技能を習得しようとする意欲を有するなど、研究心及び向上心が認められること。 ウ　指導力に係る着眼点 ㈠　巡査に対する実務の指導を的確に行えること。 ㈡　個々の業務量、能力及び適性を考慮した仕事の配分及び調整を的確に行えること。 エ　健康に係る着眼点 ㈠　通常の勤務に耐えられる健康体であること。 ㈡　各種術科訓練に積極的に参加し、技能の練磨及び体力の向上に努めていること。 ⑵　巡査部長昇任試験合格者については、巡査長に選考されたものとみなす。 ⑶　第２号の「その他勤務成績が優秀であり、かつ、優れた指導力を有する者」とは、第１号のほか、警察本部長が、任用することが相当であると特に認めた者をいう。
４　巡査長選考の欠格事項（第４条第２項関係）	⑴　第１号の「懲戒等」には、懲戒処分のほか、監督上の措置である訓戒等を受けたことのある者を含むものである。 ⑵　第２号は、選考期日において北海道警察職員健康安全管理規程（平成14年警察本部訓令第24号）に基づく健康管理指導区分の勤務管理が「要療養」又は「要軽業」の者のほか、通常勤務ができない程度の病弱者も含むものである。 ⑶　第３号の「指導強化の対象となっている者」とは、別に通達で定める「指導強化対象職員」又は「特別指導強化対

	象職員」に指定されている者をいう。
5　巡査長の選考の方法（第５条関係）	⑴　所属の長は、前記３の⑴に掲げる着眼点を十分に勘案した上で、当該人物の勤務成績、実務能力等を実質的に評価して行い、勤務年数や実務経験年数の長短のみで判断することのないよう真に巡査長たるにふさわしい人物を推薦すること。 ⑵　当該推薦に係る所属の長から警察本部長への上申は、警察本部警務課を経由（札幌方面以外の方面の所属については、当該方面本部の警務課を経由）して行うものとする。
6　巡査長の任命形式（第６条関係）	⑴　巡査長は職を表すもので、階級はあくまでも巡査であり、当該巡査長の職への任用は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第６条の規定に基づき警察本部長が行うものである。 ⑵　巡査長の任命形式は、人事異動通知書により辞令を交付して行うものとする。この場合の辞令文の異動内容の記載例は、「巡査長を命ずる」とし、その他の記載例については、一般の異動通知書の記載と同様とする。
7　巡査長に充てる巡査に対する教養（第７条関係）	所属の長は、巡査部長昇任試験に合格して巡査長に任命された者を除き、新たに巡査長に任命された者に対し、巡査長の役割、巡査への指導方法・内容等に関する教養を行うものとする。

第３　巡査長の呼称等

１　巡査長である巡査の呼称（官職）は、「巡査長北海道巡査」とし、通称として用いる場合は、「巡査長」と呼称することができる。

２　北海道警察職員の名刺様式に関する訓令（昭和40年警察本部訓令甲第５号）の規定に基づく名刺様式の階級欄は、「巡査長」と表示するものとする。